

2022年12月20日

お客さま各位

株式会社きらぼし銀行

「きらぼしでんさいサービス」のサービス変更および サービスの一時休止について

平素は、きらぼし銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます。）が取扱う電子記録債権「でんさい」の機能改善に伴い、下記のとおり「きらぼしでんさいサービス」のサービス変更を行いますのでお知らせします。また、仕様の変更にあたり、下記の期間中サービスを一時休止させていただきます。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. サービス変更予定日

2023年1月10日(火)

2. サービス休止期間

- (1) 2023年1月7日(土)～2023年1月9日(月・祝)
- (2) 2023年2月18日(土)～2023年2月19日(日)

※上記期間よりも前に、上記期間の日を発生日、譲渡日（分割譲渡を含む）、支払期日とする予約取引を行うことは可能です。

3. 変更内容

- (1) 債務者請求方式における記録請求の制限期間（発生記録および譲渡記録の単独取消期間）の短縮

債務者請求方式における記録請求の制限期間を支払期日の7銀行営業日前から最短で3銀行営業日前までに短縮いたします。これにより、支払期日の3銀行営業日前まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。（別紙参照）

- (2) 債権金額の引下げ

でんさいを発生させる際の債権金額の下限を、「1万円以上」から「1円以上」に引下げます。これにより、1円から発生記録請求が可能となります。

※機能改善に伴い2023年1月10日(火)より「一括請求 Assist」のアップグレード版の提供を開始いたします。ご希望のお客さまは当行ホームページよりダウンロードのうえご利用ください。（サービスのご案内 <https://www.kiraboshibank.co.jp/hojin/kouritsuka/densai/service.html>）

4. でんさいネットの業務規程および業務規程細則の改定について

電子記録債権「でんさい」の機能改善に伴い、2023年1月10日(火)に、でんさいネットの業務規程および業務規則細則が以下の通り改定となります。

(1) 業務規程

改定後	改定前
<p>第5章 電子記録通則</p> <p>第2節 電子記録の請求方式等 (債務者から双方請求をする場合の取扱い)</p> <p>第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録 三 譲渡保証記録</p> <p>2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日 <u>(電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)</u> まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。</p>	<p>第5章 電子記録通則</p> <p>第2節 電子記録の請求方式等 (債務者から双方請求をする場合の取扱い)</p> <p>第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録 三 譲渡保証記録</p> <p>2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。</p>
<p>第6章 電子記録の請求および記録に関する事項 (分割記録)</p> <p>第36条 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者に限りすることができる。</p> <p>4 利用者は、次に掲げる分割記録の請求をすることができない。</p> <p>一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする <u>分割記録</u> 二 その他業務規程細則で定める <u>分割記録</u></p>	<p>第6章 電子記録の請求および記録に関する事項 (分割記録)</p> <p>第36条 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者に限りすることができる。</p> <p>4 利用者は、次に掲げる <u>事項を内容とする</u> 分割記録の請求をすることができない。</p> <p>一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする <u>旨</u> 二 その他業務規程細則で定める <u>事項</u></p>
<p>附 則</p> <p><u>附 則 (西暦2023年1月10日改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(追加)</u></p>

(2) 業務規程細則

改定後	改定前
<p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 (発生記録の請求の方法等)</p> <p>第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>1円</u>以上100億円未満とする。</p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日(規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日)から起算して7銀行営業日 <u>(発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合は、当社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日)</u> を経過した日から10年後の応当日までの日とする。</p> <p>(譲渡記録の請求の方法等)</p> <p>第19条 規程第31条第1項に規定する譲渡記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日 <u>(当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合は、2銀行営業日)</u> 前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間</p> <p>5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日(支払期日の6銀行営業日 <u>(当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合は、2銀行営業日)</u> 前以後を除く。) でなければならない。</p> <p>(保証記録の請求の方法等)</p> <p>第27条 規程第35条第1項に規定する保証記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>3 当社は、次の期間は、保証記録の請求を受け</p>	<p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 (発生記録の請求の方法等)</p> <p>第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>1万円</u>以上100億円未満とする。</p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日(規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日)から起算して7銀行営業日を経過した日から10年後の応当日までの日とする。</p> <p>(譲渡記録の請求の方法等)</p> <p>第19条 規程第31条第1項に規定する譲渡記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間</p> <p>5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日(支払期日の6銀行営業日前以後を除く。) でなければならない。</p> <p>(保証記録の請求の方法等)</p> <p>第27条 規程第35条第1項に規定する保証記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>3 当社は、次の期間は、保証記録の請求を受け</p>

改定後	改定前
<p>付けない。</p> <p>一 支払期日の 6 銀行営業日 <u>(譲渡保証記録については、当社が当該譲渡保証記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日)</u> 前の日から支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>(分割記録の請求の方法等)</p> <p>第 29 条 規程第 36 条第 3 項に規定する分割記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>2 当社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の 6 銀行営業日 <u>(当社が分割債権記録に債権者として記録される利用者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日)</u> 前の日以後</p> <p>二 支払等記録がされた日以後</p> <p>4 規程第 36 条第 4 項第 1 号に規定する範囲は、<u>1 円</u>以上 100 億円未満とする。ただし、同条第 2 項に規定する場合には、この限りでない。</p> <p>5 規程第 36 条第 4 項第 2 号に規定する<u>分割記録</u>は、<u>次に掲げる記録とする。</u></p> <p><u>一 規程第 36 条第 3 項第 3 号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする分割記録</u></p> <p><u>二 発生記録により発生する電子記録債権の債権記録および当該電子記録債権に起因する分割債権記録の合計数が 100 万を超えることとなる分割記録</u></p>	<p>付けない。</p> <p>一 支払期日の 6 銀行営業日前の日から支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>(分割記録の請求の方法等)</p> <p>第 29 条 規程第 36 条第 3 項に規定する分割記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>2 当社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の 6 銀行営業日前の日以後</p> <p>二 支払等記録がされた日以後</p> <p>4 規程第 36 条第 4 項第 1 号に規定する範囲は、<u>1 万円</u>以上 100 億円未満とする。ただし、同条第 2 項に規定する場合には、この限りでない。</p> <p>5 規程第 36 条第 4 項第 2 号に規定する<u>事項</u>は、<u>同条第 3 項第 3 号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする旨とする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附 則 (西暦 2023 年 1 月 10 日改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この規程は、西暦 2023 年 1 月 10 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(追加)</u></p>

● 支払期日の3営業日前の日まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

支払期日の3営業日前の日までを記録日とする発生記録請求（債務者請求方式）と譲渡記録請求が可能となります。ただし、この場合の債権者による発生記録の単独取消と譲受人による譲渡記録の単独取消の可能期間が支払期日の3営業日前の日までとなります。

注：債権者請求方式による発生記録請求はこれまでどおり、支払期日の7営業日前までとなります。

	電子記録日（以下「記」は記録日）										
	7営業日前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後
発生記録請求（債務者請求方式） 譲渡記録請求											
7営業日前の日に請求	記 ↓										
単独取消可能期間：5日	①	②	③	④	⑤	×	×	×	×	×	×
6営業日前の日に請求		記 ↓									
単独取消可能期間：4日		①	②	③	④	×	×	×	×	×	×
5営業日前の日に請求			記 ↓								
単独取消可能期間：3日			①	②	③	×	×	×	×	×	×
4営業日前の日に請求				記 ↓							
単独取消可能期間：2日				①	②	×	×	×	×	×	×
3営業日前の日に請求					記 ↓						
単独取消可能期間：1日					①	×	×	×	×	×	×
2・1営業日前の日に請求：不可						×	×				
単独取消可能期間：不可						×	×	×	×	×	×

変更なし

新たに可能になる期間

以上